

特集
76号

千代田区報

昭和34年11月10日

千代田区役所

発行

九段33局 0151
8531

臨時号

12月1日実施

国民健康保険 のお知らせ

国民健康保険



ゆきを

12月1日から国民健康保険

が実施になります

千代田区の皆さん、大変長い間、お待たせしました千代田区の国民健康保険は、いよいよ12月1日から実施いたします。

つきましては、千代田区国民健康保険（以下「国保」と略します。）の被保険者として皆さんが是非知っておいていただきたいことを簡単に説明いたします。これは、皆さんの日常生活にとって大切なことですから必ずひととおりに読み下さい。

国保に加入する人

しない人

- 千代田区が国保を始める
と、区に住所のある人で他の
医療保険に入っていない人は
全部入らなければなりません。
これらの国保に入る人を
被保険者といいますが、
- このために区では去る六月
一日現在で国保実施調査をし
て皆さんから申告書を出して
いただきました。この申告書
によって国保に加入する人
と、しない人が区別されます
から何かの事情で申告書を出
さなかった人は区役所の出張
所へ申し出て下さい。
- では国保に加入しない人は
どんな人でしょうか。
- 健康保険、船員保険及び
日雇健康保険の被保険者
と被扶養者
- 健康保険を行う共済組合
の組合員と被扶養者
- 国民健康保険組合の被保
険者（例えば美容、食品
販売、青果卸売等の業種
別国民健康保険組合）
- らい病の患者
- 外国人とその家族
- 世帯主が外国人で家族
が日本人の場合は、全
員入れません。
- 世帯主が日本人で家族
が外国人の場合は、家
族だけ入れません。
- 生活保護法による保護の
中で生活、住宅、教育扶
助をうけてから三カ月以
上の人とその家族。
- 児童福祉施設の収容児、
及び里子で扶養義務者の
ない者。
- 以上1から7までの人達は
国保に加入出来ません。

被保険者証は大切に

保管しましょう

病気や負傷で治療や手術を
受ける場合にあなたが国保の
被保険者であることを証明す
るために「世帯一枚の被保
険者証」が区から、交付されま
す。お医者さんや病院へ必ず
持って行き受診の前に提出し
て下さい。

もしこの被保険者証を持っ
て行かなかった場合は、一応
全額自費の患者として取扱わ
れる場合もありますから御注
意下さい。なお被保険者証と
一緒に被保険者必携（国保の
手引）と云う小冊子を一月
末日迄に皆さんのお手元へ、
お届けしますから大切に保管
して下さい。

保険給付に

ついて

国保では、被保険者の皆さんに次の給付をします。

①医療がうけられます。

病気や負傷をしたときは、被保険者証をもって、お医者さんへ行けば、いつでも治療がうけられます。この場合、治療にかかった費用（国で定められた点数計算で単価は一点につき、一〇円で計算されます）の中で、世帯主である被保険者は三割、世帯主でない被保険者は五割をお医者さんの窓口へ支払えばよいのです。これを一部負担金といいますが、必ずその都度現金で支払って下さい。

たとえば病気になってお医者さんにかかり、その治療代が一、〇〇〇円であったとします。この場合の一部負担金は、世帯主である被保険者なら

に、疲れたからビタミン注射をしてもらう等は費用の全額を皆さんが支払わねばなりません。又ケンカや酔払って負傷した場合や、自殺未遂などは認められませんから、これも同様です。

被保険者がお産をしたとき、または死亡したときは次のとおり区から現金で支給されます。

助産費（御祝金）
一、五〇〇円
葬祭費（弔慰金）
二、五〇〇円
です。

では保険料はどのくらい

納めるのでしょうか

保険は皆さんがお金をかけて助けあうものですから、千代田区が行なう国保でも、保険料を納めなければなりません。保険料は特別区民税の額が基準になる「所得割」と、被保険者が平等に払う「均等割」の二つの合計です。

昭和三四年度（昭和三四年
一月から昭和三五年三月ま
での四カ月間）の保険料の料
率は所得割は特別区民税額の
一〇〇分の九五で
均等割は被保険者一人に付
き、六〇〇円です。

保険料は千代田区が国保を
つづけて行くためには一番大
きな財源になりますので、区
役所の職員が毎月集金に参り
ますから必ずお納め願いま
す。又国民健康保険課の窓口
でも受取ります。

なおお宅の昭和三四年度の
保険料が決定次第、「納額告
知書」をお送り致します。

療養費払

について

旅行中病氣になったり負傷をしたり、又急病のため国保を扱っていないお医者さんで治療をうけたときは、被保険者証が使えません。そのときは、自分で全額お金を払って、自分でお医者さんから領収書をもって千代田区役所国民健康保険課へ申し出て下さい。区役所ではそのときの費用を保険でなかった場合に計算しなおして前に述べた通り世帯主である被保険者には七割、世帯主でない被保険者には五割を現金で支給します。これを療養費払といいます。

療養の給付はいつまで

続けられますか

療養の給付の期間は、その病気や負傷が治るまで続けます。言い換えれば、その病気や負傷が続く限りいつまでも療養の給付を受けることができます。

保険料の算出例 (年額と月額)

		被保険者 1人の場合	2人の場合	3人の場合	4人の場合
特別区民税 0円の場合	保険料年額	600円	1,200円	1,800円	2,400円
	月額	50	100	150	200
特別区民税 700円の場合	年額	1,265	1,865	2,465	3,065
	月額	約105	約155	約205	約255
特別区民税 1,650円の場合	年額	2,167	2,767	3,367	3,967
	月額	約180	約230	約280	約330
特別区民税 10,000円の場合	年額	10,100	10,700	11,300	11,900
	月額	約841	約891	約941	約991
特別区民税 65,000円の場合	年額	50,000	50,000	50,000	50,000
	月額	約4,166	約4,166	約4,166	約4,166

◎ お問い合わせは

千代田区九段1ノ5

東京都千代田区役所 国民健康保険課へ

電話 九段 (33) 0151 番